

※内容が変更となることがありますので、最新の情報を確認の上、手続き等を行ってください。

空き家情報バンクの物件をサポートしていただいた不動産業者へ

「空き家情報バンク」に登録された空き家が成約となった場合にサポートをしていただいた不動産業者の方に「空き家情報バンクサポート奨励金」を交付することができます。

空き家情報バンクサポート奨励金

目的

空き家情報バンクにおけるトラブルの防止及び官民一体となった空き家の適正な管理及び活用の促進を図ることを目的に奨励金を交付します。

対象者

成約となった場合にサポートをされた不動産業者（公益社団法人広島県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会広島県本部の会員である者）

※成約とは、空き家情報バンクに登録された空き家の売買又は賃貸借の契約が成立することをいいます。

※サポートとは、不動産業者が、空き家情報バンクのお問い合わせ先として登録され、空き家の利用希望者に対して、空き家の情報を提供し、市に交渉の経過の報告をすることをいいます。

※予算の範囲内で補助金を交付しますので、予算がない場合には交付ができませんのでご理解ください。

※1 物件につき 1 回まで

項目	区分	金額
空き家情報バンクサポート奨励金	売買契約	10万円
	賃貸借契約	5万円

必要書類

成約の日から3か月以内に交付申請が必要。

- 1 空き家情報バンクサポート奨励金交付申請書（様式第1号）
- 2 売買又は賃貸借契約書の写し
- 3 不動産業者であることを証明するものの写し

※交付決定後、請求書の提出が必要です。

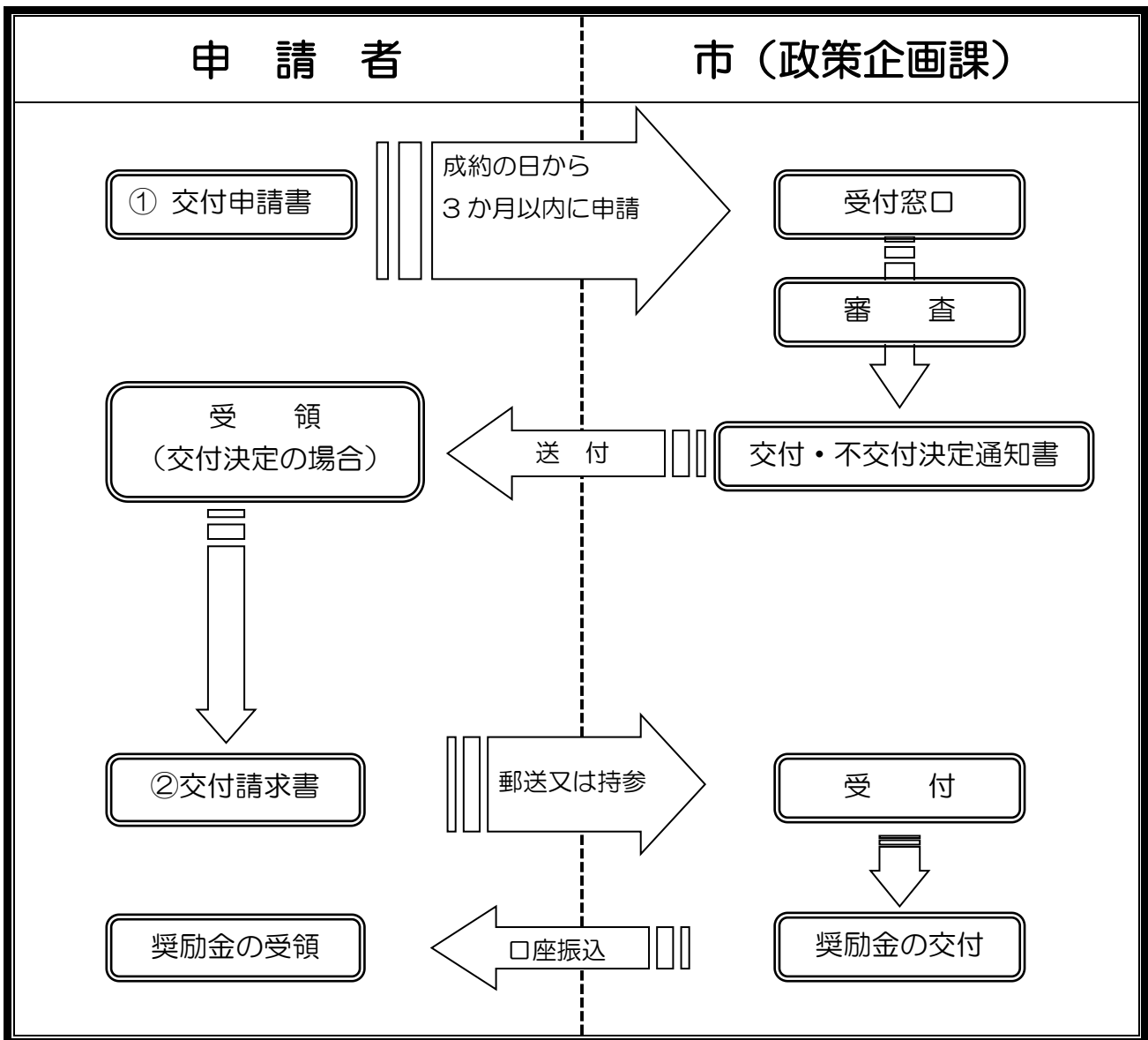
申請先・お問い合わせ先

安芸高田市 企画部 政策企画課

住所：広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

Tel：(0826) 42-5612 Fax (0826) 42-4376

空き家情報バンクサポート奨励金の手続きの流れ



奨励金の請求

奨励金の交付を受けた方は、空き家情報バンクサポート奨励金交付請求書（様式第3号）を記入して安芸高田市企画部政策企画課に提出してください。
請求書が提出された後、奨励金を交付します。

（注）奨励金の返還

次の事由により、奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、奨励金を返還していただきます。

- 1 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき
- 2 過去にこの奨励金の交付を受けたことがある物件の場合
- 3 3親等内での親族間での成約の場合